

# 復興特別所得税に関するご案内

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が交付されました。

これにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間に生ずる預金・定期積金・個人向け国債の利子および当組合の出資配当金等に課税される所得税に対し、復興特別所得税として**所得税額×2.1%**が追加課税されます。

## 【預金・定期積金・個人向け国債の利子および当組合の出資配当金等に対する課税税率】

	預金・定期積金 個人向け国債の利子	当組合の 出資配当金
平成24年12月31日まで	20% (所得税15%、住民税5%)	20% (所得税20%)
平成25年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%、住民税5%)	20.42% (所得税20.42%)

- 利子の計算期間等にかかわらず、平成25年1月1日以降支払われる利子等の全額に対し上記税率で課税されます。  
また、各種資料等で所得税が従来の税率により表示されている場合も、平成25年1月1日以降は上記税率となります。
- マル優、マル特を利用している場合や、租税条約により所得税の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課税されません。
- 個人向け国債を中途換金する場合の中途換金調整額は、平成25年1月10日受渡分以降、「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.8」から「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」となります。
- 内国法人等のお客様は、利子等に対し、上記の税率で源泉徴収されます。
- 税制の改正により内容が変更となる場合があります。
- 税制の説明は一般的な内容です。詳細については税務署にご確認ください。